珠洲市障害福祉プラン

第４期珠洲市障害者計画
第６期珠洲市障害福祉計画
第２期珠洲市障害児福祉計画

（令和３年度～令和５年度）

令 和 ３ 年 ３ 月

石川県　珠洲市

はじめに

我が国の障害者施策は、平成１４年（２００２年）に障害者基本計画が策定され、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」を実現することを掲げています。

この間、平成１７年（２００５年）には障害者自立支援法が制定され、さらに平成２４年（２０１２年）には、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が制定され、さらに、平成３０年（２０１８年）には、障害者総合支援法、児童福祉法が改正されました。

今回は、前回の計画を継承しながら、障害者総合支援法、児童福祉法の改正を踏まえた内容とし、令和３年度から令和５年度までの３年間の計画といたしました。

本計画を基に、障がいのある人が地域において自立し、自分らしく暮らし続けられるよう、障害福祉サービスの充実や就労支援及びバリアフリーのまちづくりを推進し、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重しあいながら、安全で安心して暮らせる珠洲市を目指して取り組んでまいります。

また、ＳＤＧｓにおける「誰一人取り残さない」 という理念のもと、本計画の実現に向けて、関係機関・団体・事業者などと連携し、計画の着実な推進に取り組んでまいりますので、今後とも障害福祉施策への御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、真摯にご審議いただきました「珠洲市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆さまならびに関係者の皆さまに、心から感謝申し上げます。

令和３年３月

珠洲市長　泉谷満寿裕

目　次

第１章　計画策定にあたって

１．計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３．計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
４．計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
５．計画策定における体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第２章　本市の状況等

１．障害児者の状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
２．障害児者への主なサービスの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
３．介護給付サービス提供事業所の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

第３章　計画の基本理念と基本方針等について

１．計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
２．計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
３．珠洲市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画体系図・・・・・・・１６
４．圏域についての考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

第４章　目標達成のための取り組みの方向

基本目標１　保健・医療・福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
基本目標２　安全・安心な仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
基本目標３　啓発活動、交流の場の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
基本目標４　自立と社会参加の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

第５章　障害福祉計画・障害児福祉計画

１．成果目標及び活動指標等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
２．障害福祉サービス及び障害児支援の成果目標について・・・・・・・・・２２
３．障害福祉サービス及び障害児支援の活動目標等について・・・・・・・・２５
４．地域生活支援事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

参考資料

１．策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
２．策定委員会委員名簿（敬称略）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３２
３．用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

第１章　計画策定にあたって

１．計画策定の趣旨

本市では、平成３０年３月に「第３期珠洲市障害者計画・第５期珠洲市障害福祉計画・第１期珠洲市障害児福祉計画」（平成３０年度～令和２年度）を策定し、「安全で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、障害福祉サービスの提供体制の確保や地域生活支援にかかる施策を計画的に推進してきました。

国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「成年後見制度の利用の促進に関する法律」などを新たに制定し、また、「発達障害者支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という）を改正するなど、障害者施策を充実させてきました。

障害者総合支援法では、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実が求められています。また、障害者の重度化・高齢化、介護者の高齢化に伴う親亡き後の支援や、医療的ケア児や発達障害児への支援の充実、難病患者など様々な障害児者への対応の強化が求められています。

このような国の動向や、本市の現状と課題を踏まえ、福祉の分野に限らず、保健、医療、教育、労働、防災など多くの分野が関わりながら、障害児者の福祉の向上に向けた施策を総合的に進めるため、新たな国の制度や指針に基づく「珠洲市障害福祉プラン（第４期珠洲市障害者計画・第６期珠洲市障害福祉計画・第２期珠洲市障害児福祉計画）（以下「本計画」という）」を策定します。

２．計画の性格

本計画は、本市における障害児者施策の基本的な考え方や方向性を明らかにし、障害福祉サービス等のサービス見込量を定め、障害児者施策の総合的な推進を目指すものです。

「障害者計画」・・・障害者基本法（障害者基本計画等）第１１条第３項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という）を策定しなければならない。

「障害福祉計画」・・障害者総合支援法(市町村障害福祉計画) 第８８条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という)を定めるものとする。

「障害児福祉計画」・・児童福祉法（市町村障害児福祉計画）第３３条の２０

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という）を定めるものとする。

３．計画の位置づけ

本市は、珠洲市障害福祉プランを障害者基本法第１１条第３項に基づく「市町村障害者計画」として、また、障害者総合支援法第８８条に基づく「市町村障害福祉計画」並びに児童福祉法第３３条の２０に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけ、これらを一体的に策定するものです。

本計画は「第２期珠洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画とし、障害福祉分野の基本計画として位置付けます。また、「第２次珠洲市地域福祉計画」「第９次珠洲市老人福祉計画及び第８期珠洲市介護保険事業計画」「第２期珠洲市子ども・子育て支援事業計画」など、他の福祉分野の計画と整合性を図っています。

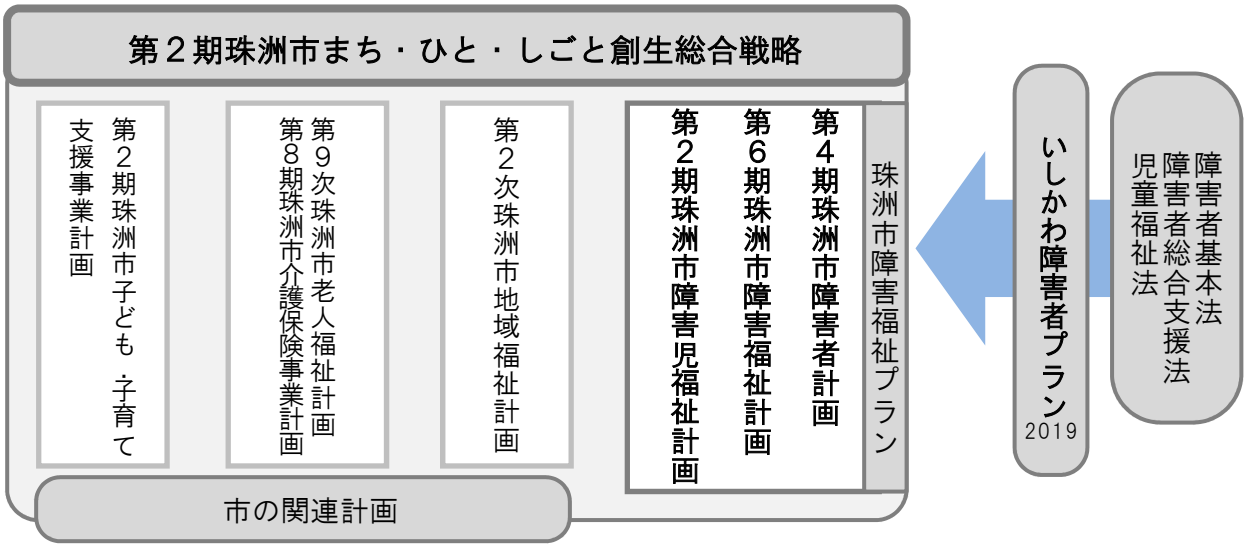

４．計画の期間

本計画の計画期間は、令和３年度から令和５年度までの３年間とし、必要に応じて見直します。

■計画の期間

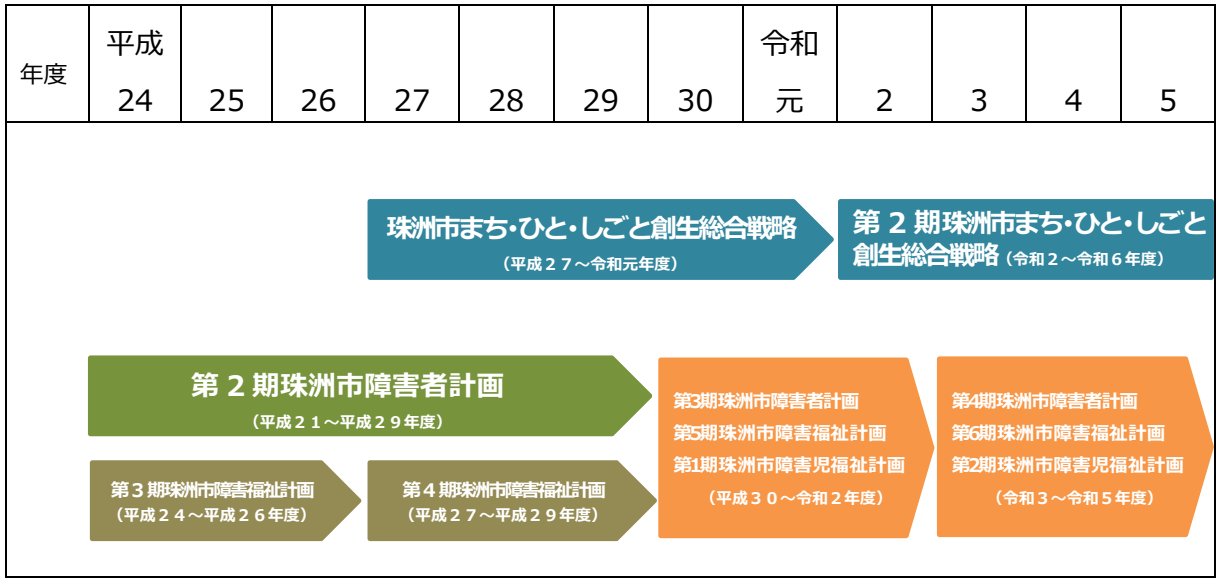

５．計画策定における体制

（１）珠洲市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会の設置

本計画の策定にあたって、福祉関係者、保健医療関係者、学識経験者の委員で構成する「珠洲市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」を設置し、他の福祉分野の計画との整合性を図りながら計画策定を行いました。

（２）福祉に関するアンケート調査の実施

本計画策定の基礎資料として、障害児者の現状や将来のサービス見込量を推計することを目的として実施しました。

福祉に関するアンケートの概要

調査対象者：本市に住民票がある、７５歳未満の各種障害手帳所持者及び障害福祉サービス利用者

調　査　方　法：郵送による配布、回収調査

調　査　期　間：令和２年１０月３１日～令和２年１１月３０日

回　収　状　況：配布数４５１件、回収数２５１件、回収率５５．６％

第２章　本市の状況等

１．障害児者の状況等

①障害児者数

令和２年４月１日現在で、本市における障害児者の人数は、身体障害児者数（身体障害者手帳交付者）８４５人、知的障害児者数（療育手帳交付者）１３３人、精神障害児者数（精神障害者保健福祉手帳交付者）５９人の計１，０３７人となっており、障害児者の構成比については、身体障害児者数８１．５%、知的障害児者数１２．８%、精神障害児者数５．７%となっています。

また、本市の令和２年４月１日現在の総人口１３，９１６人に対する、障害児者数１，０３７人の総人口比率は、７．５%となっています。

■障害児者数の推移

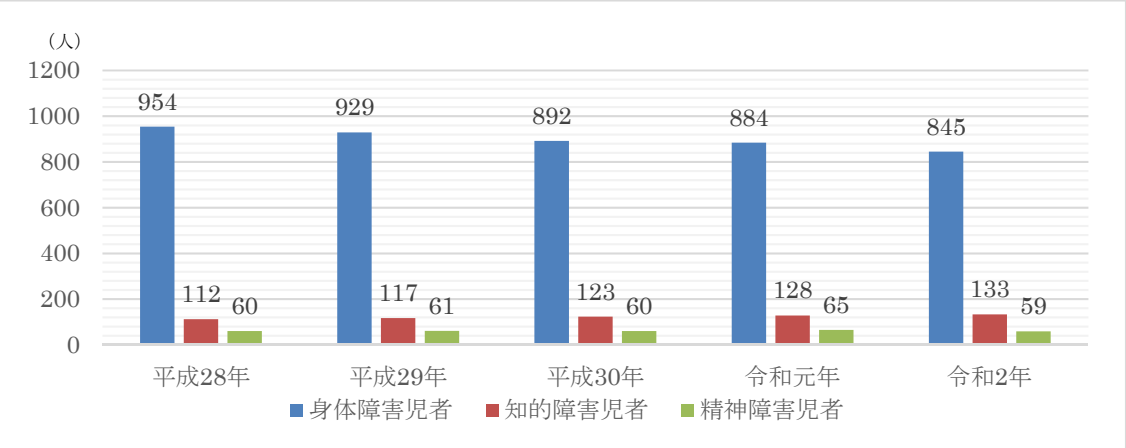

各年4月1日現在

年齢区分別に比較すると、身体障害児者は６５歳以上が８３．６%、知的障害児者は１８歳～６４歳が６７．７%、精神障害児者は１８歳～６４歳が７４．６%を占めています。障害ごとに年齢区分別の構成が大きく異なっている状況となっています。

■障害児者数の推移　（単位:人）

	身体障害児者	知的障害児者	精神障害児者	合計
18 歳未満	9	16	0	25
18 歳～64 歳	130	90	44	264
65 歳以上	706	27	15	748
合計	845	133	59	1,037

令和２年４月１日現在

②身体障害児者の状況

令和２年４月１日現在で、本市における身体障害児者数（身体障害者手帳交付者）は、８４５人となっています。障害の種別では、「肢体不自由」が最も多く、障害の等級別では「１級」が最も多くなっています。

平成２８年から令和２年までの５年間の推移をみると、障害種別では内部障害が増加しており、その他の障害は減少しています。

■身体障害児者数の推移

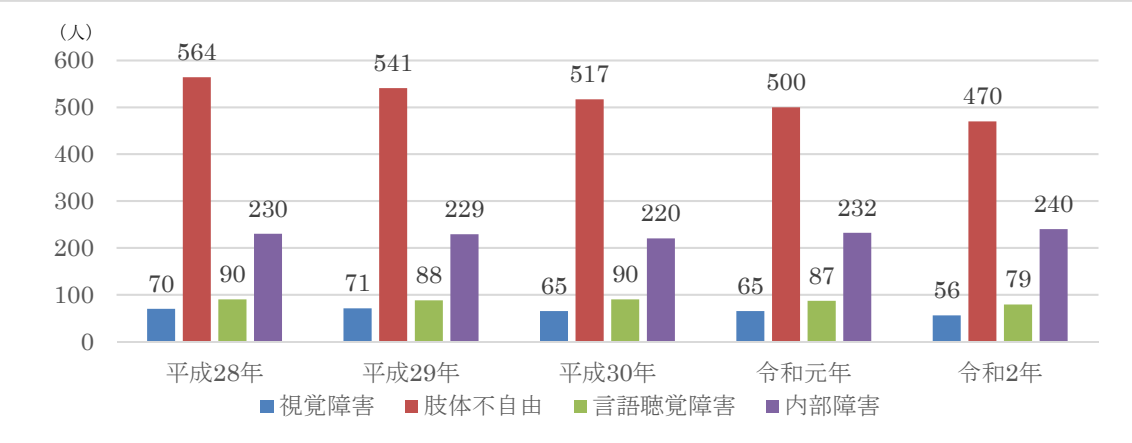

各年4月1日現在

■身体障害児者数の推移　（単位:人）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
平成 28 年	325	170	183	187	39	50	954
平成 29 年	309	163	181	185	42	49	929
平成 30 年	287	161	175	184	40	45	892
令 和 元 年	292	160	170	179	39	44	884
令 和 ２ 年	280	152	172	166	34	41	845

各年４月１日現在

■身体障害児者数の年齢構成　（単位:人）

	視覚障害	肢体不自由	言語聴覚	内部障害	合計
18 歳未満	0	9	0	0	9
18 歳以上	56	461	79	240	836
合計	56	470	79	240	845

令和２年４月１日現在

③知的障害児者の状況

令和２年４月１日現在で、本市における知的障害児者数（療育手帳交付者）は、１３３人となっており、障害の種別では、「中度（ＢⅠ）」が多くなっています。

■知的障害児者数の推移

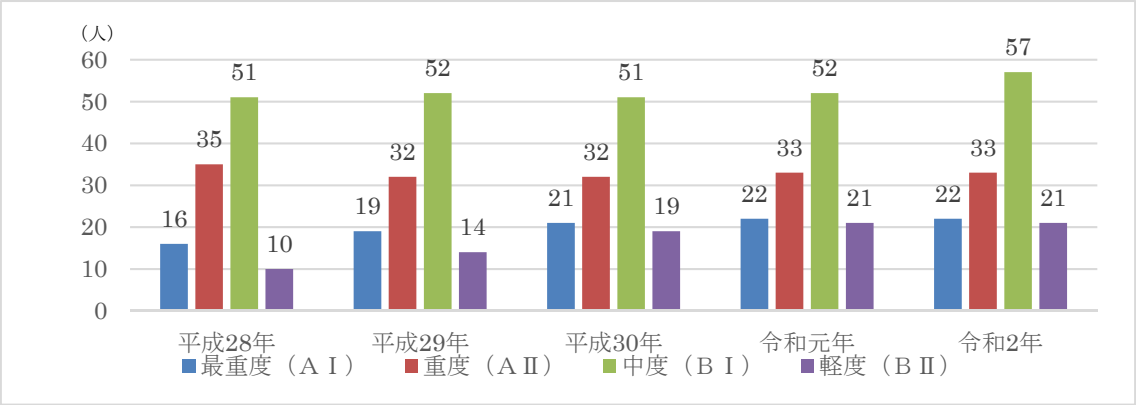

各年４月１日現在

■知的障害児者数の年齢構成　（単位:人）

	最重度(ＡⅠ)	重度(ＡⅡ)	中度(ＢⅠ)	軽度(ＢⅡ)	合計
18歳未満	3	2	7	4	16
18歳～64歳	13	23	37	17	90
65歳以上	6	8	13	0	27
合計	22	33	57	21	133

令和２年４月１日現在

④精神障害児者の状況

令和２年４月１日現在で、本市における精神障害児者数（精神障害者保健福祉手帳交付者）は、５９人となっています。また、自立支援医療支給認定者数は、１７９人となっています。

また、手帳交付者数よりも自立支援医療支給認定者数が多いことから、手帳を所持していない精神障害児者が多い状況となっています。

■精神障害児者数の推移

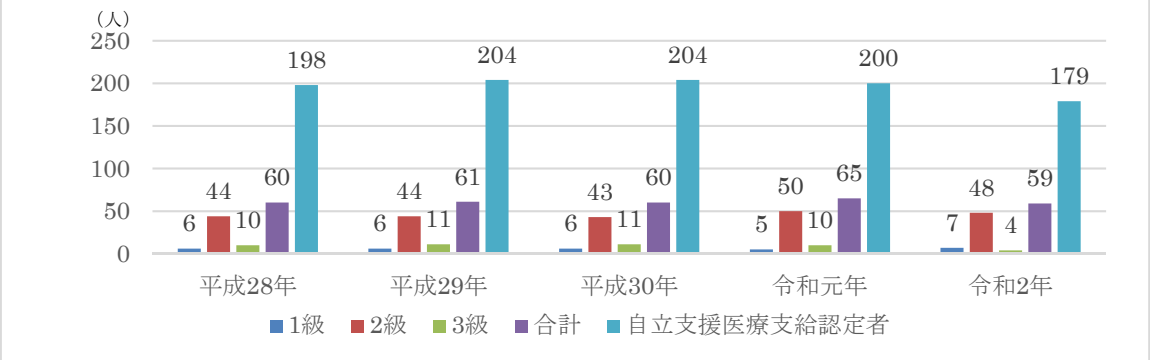

各年４月１日現在

■精神障害児者数の年齢構成　（単位:人）

	18 歳未満	18～64 歳	65 歳以上	合計
精神障害者保健福祉手帳交付者数	0	44	15	59
自立支援医療費支給認定者数	0	143	36	179

令和２年４月１日現在

⑤療育・教育の状況

保育所への障害児（手帳所持の有無に関わらず）通所状況については、公立保育所６人、私立保育所０人、私立幼稚園０人となっています。

特別支援学級については、小学校に３学級、中学校に１学級設置しており、８人の児童生徒が在学しています。

特別支援学校等の児童生徒数については、七尾特別支援学校珠洲分校に１１人が在学しています。また、平成２９年度から令和元年度までの３年間で、高等部卒業生７人の進路は、３人が一般就労、４人が就労継続支援Ｂ型となっています。

■保育所・幼稚園への障害児の通園状況　（単位:人、箇所）

	児童数	施設数
公立保育所	6	7
私立保育所	0	0
私立幼稚園	0	0
合計	6	7

令和２年４月１日現在

■特別支援学級児童生徒数及び学級数　（単位:人、箇所）

	小学校		中学校		合計	
	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生	学級
知的障害	3	2	0	0	3	2
自閉症･情緒障害	2	1	3	1	5	2
肢体不自由	0	0	0	0	0	0
合計	5	3	3	1	8	4

※市立小学校数 7 校 、市立中学校数 2 校、市立義務教育学校数 2 校

令和２年４月１日現在

■特別支援学校等在学児童生徒数（本市在住のみ）　（単位:人）

	小学部	中学部	高等部	分教室	合計
七尾特別支援学校珠洲分校	2	0	9	0	11
合計	2	0	9	0	11

令和２年４月１日現在

■特別支援学校高等部卒業生の進路状況　（単位:人）

一般就労	就労継続支援Ａ型	就労継続支援Ｂ型	生活介護施設通所	在宅	合計
3	0	4	0	0	7

平成２９年度～令和元年度卒業者

■石川県内の特別支援学校

種別	学校名	設置部・科
視　覚　障　害	県立盲学校	小学部､中学部､高等部普通科、本科保健理療科､専攻科保健理療科、専攻科理療科
聴　覚　障　害	県立ろう学校	幼稚部、小学部、中学部、高等部普通科､専攻科情報デザイン科
知的障害・肢体不自由	県立明和特別支援学校	小学部、中学部、高等部普通科
	同石川療育センター分教室	小学部、中学部、高等部普通科
	県立いしかわ特別支援学校	小学部、中学部、高等部普通科
肢 体 不 自 由	県立小松瀬領特別支援学校	小学部、中学部、高等部普通科
知　的　障　害	県立錦城特別支援学校	小学部、中学部、高等部普通科
	同石川病院分教室	小学部、中学部、高等部普通科
	県立小松特別支援学校	小学部、中学部、高等部普通科
	県立七尾特別支援学校	小学部、中学部、高等部普通科
	同七尾病院分教室	小学部、中学部、高等部普通科
	同輪島分校	小学部、中学部、高等部普通科
	同珠洲分校	小学部、中学部、高等部普通科
病　　弱	県立医王特別支援学校	小学部、中学部、高等部普通科
	同医王病院分教室	小学部、中学部、高等部普通科
	同小松みどり分校	小学部、中学部
知　的　障　害	金沢大学人間社会学域学校教育学類附属特別支援学校	小学部、中学部、高等部普通科

⑥雇用・就労の状況

就職件数は、珠洲公共職業安定所管轄分（珠洲市と能登町）で令和元年度が２８件となっています。これは平成２７年度と比べると１４件増加しています。新規求職申込件数は令和元年度で５２件、平成２７年度と比べると２０件増加しています。令和２年度は、令和２年１１月末現在で２０人が新規に就職をしています。就職した職業をみると、事務的職業、販売の職業、サービスの職業、農林漁業の職業、生産工程の職業、運搬・清掃・包装等の職業など、いろいろな職業分野で就職しています。

■職業紹介状況　（単位:件）

	新規求職申込件数					就職件数				
	身体障害者	知的障害者	精神障害者	※その他	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	※その他	合計
平成27年度	12	2	16	2	32	6	2	6	0	14
平成28年度	10	4	16	4	34	5	4	14	0	23
平成29年度	13	2	16	2	33	10	2	19	2	33
平成30年度	15	3	29	3	50	7	0	11	1	19
令和元年度	14	5	28	5	52	4	3	20	1	28
令和2年度	3	1	16	2	22	5	1	14	0	20

令和２年度は４月～１１月までの実績、その他は各年度実績　※その他は発達障害・難病者

■障害者の職業別就職状況　（単位:人）

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	合計	うちＡ型
事務的職業	1	1	2	4	－
販売の職業	1	0	2	3	－
サービスの職業	0	0	3	3	1
農林漁業の職業	0	0	2	2	－
生産工程の職業	1	0	4	5	－
運搬・清掃・包装等職業	2	0	1	3	－

令和２年４月～令和２年１１月までの状況

２．障害児者への主なサービスの状況

①サービスの支給決定者数

自立支援給付の利用延べ人数は、増加傾向にあります。

■サービス給付者数の状況　（延人数）

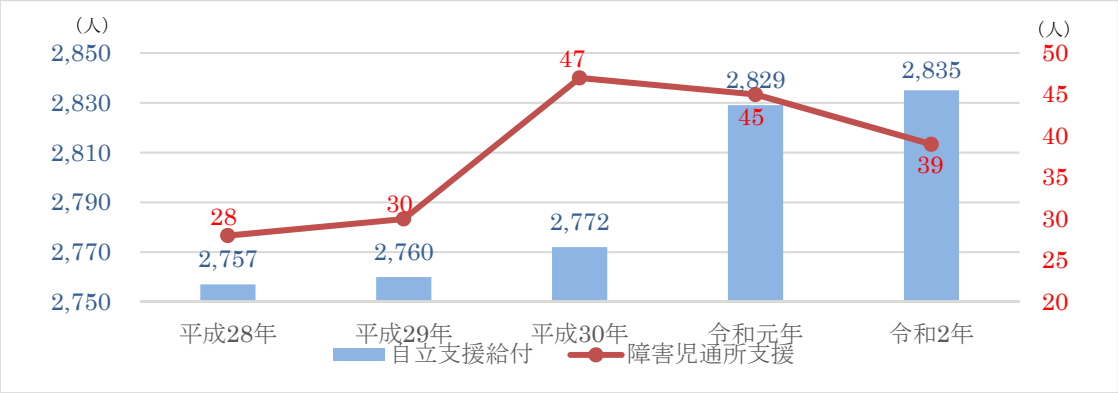

各年実績値、令和２年のみ見込

②施設・居住・日中系サービス（自立支援給付）

平成２８年度と比べると療養介護、共同生活援助、就労継続支援Ｂ型、就労継続支援Ａ型が増加しています。

■障害者支援施設等利用者数の推移　（単位:人）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年
施　設　入　所	38	42	38	38	36
療　養　介　護	3	3	3	4	4
短　期　入　所	3	3	3	4	3
生　活　介　護	45	48	46	48	45
共同生活介護	0	0	0	0	0
機　能　訓　練	0	0	0	0	0
生　活　訓　練	2	4	3	2	2
共同生活援助	18	19	22	25	24
就労継続支援Ｂ型	52	54	59	58	54
就労継続支援Ａ型	0	7	12	9	10

各年平均値、令和２年のみ見込

③訪問系サービス（自立支援給付）

居宅介護は、ほぼ横ばいで推移しています。

■障害者訪問系サービス利用者数の推移　（単位:人）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年
居宅介護	12	10	9	10	11
同行援護	0	0	0	1	0

各年４月１日現在

④補装具の交付及び修理件数の推移

補装具の交付及び日常生活用具の給付状況については、年度によってばらつきがあります。

■補装具の交付及び修理件数の推移　（単位:件数）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
交付件数	19	16	13	5	13
修理件数	10	8	13	13	9

各年度実績

■障害児補装具の交付及び修理状況　（単位:件数）

	車いす	電動車いす	補聴器	義肢・装具	歩行器	盲人安全杖	眼鏡	座位保持装置	合計
交付	0	0	5	4	0	2	1	1	13
修理	4	2	1	0	1	0	0	1	9

令和元年度実績

■日常生活用具給付件数の推移

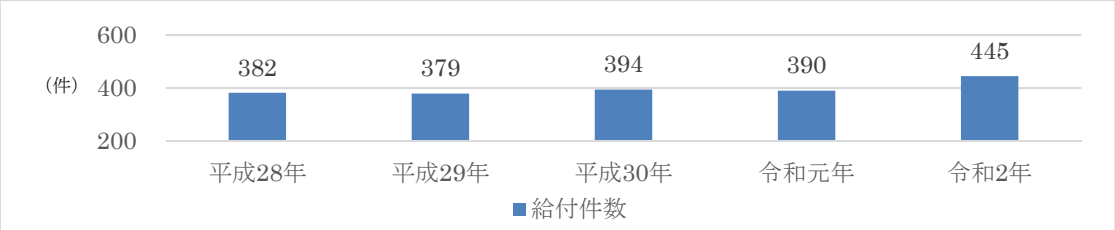

各年度実績

■日常生活用具の給付状況　（単位:件数）

介護･訓練支援用具	自立生活支援用具	在宅療養等支援用具	情報･意思疎通支援用具	排泄管理支援用具	住宅改修費	合計
0	1	0	3	441	0	445

令和元年度実績

⑤その他のサービス

要約筆記派遣及び手話通訳派遣事業、移動支援及び日中一時支援事業は次のとおりです。

■コミュニケーション支援事業利用件数の推移　（単位:件数）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
要約筆記派遣	5	5	4	4	2
手話通訳派遣	19	20	27	22	18

各年度実績

■移動支援及び日中一時支援事業利用件数の推移　（単位:件数）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
移動支援	2	2	3	3	3
日中一時	2	2	5	3	4

各年度実績

３．介護給付サービス提供事業所の状況

令和３年１月１日現在、市内の障害者向けの施設として、訪問型サービス提供事業所１箇所、グループホーム１箇所、就労継続支援Ｂ型１箇所、相談支援事業所１箇所となっています。

■障害者向けサービス提供事業所（市内）　※ｹｱﾎｰﾑはｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑに含む。

施設名	居宅介護	重度訪問	同行援護	生活介護	短期入所	施設入所	就労移行支援	就労継続Ａ型	就労継続Ｂ型	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ※	放課後デイ
ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟすず	－	－	－	○	－	－	－	－	○		－
珠洲市社協訪問介護サービスセンター	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ラポールすず椿	－	－	－	－	○	－	－	－	－	○	－

■障害者向けサービス提供事業所（珠洲市以外の奥能登圏域内）

施設名	居宅介護	重度訪問	同行援護	生活介護	短期入所	施設入所	就労移行支援	就労継続Ａ型	就労継続Ｂ型	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ※	放課後デイ
あすなろふたばぱいんの会（輪島市）	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
一互一笑（輪島市）	－	－	－	○	－	－	－	－	○	－	○
ウミュー ドゥ ソラ（輪島市）	－	－	－	－	○	－	－	－	－	○	－
奥能登 WORKS スタジオ（輪島市）	－	－	－	－	－	－	○	－	○	－	－
社協ﾍﾙﾊﾟｰｽﾃｰｼｮﾝほほえみ(輪島市)	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－
ふれあい工房あぎし(輪島市)	－	－	－	○	○	○	－	－	○	○	－
訪問介護ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰあかがみ(輪島市)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
輪島 KABULET（輪島市）	○	－	－	○	○	－	－	○	○	○	○
社協ﾍﾙﾊﾟｰｽﾃｰｼｮﾝ（能登町）	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－
就労継続支援ｾﾝﾀｰおおとり（能登町）	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
自立支援センターみずほ（能登町）	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－
多花楽会訪問介護事業所（能登町）	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－

施設名	居宅介護	重度訪問	同行援護	生活介護	短期入所	施設入所	就労移行支援	就労継続Ａ型	就労継続Ｂ型	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ※	放課後デイ
日本海倶楽部（能登町）	－	－	－	○	○	○	－	－	○	○	－
日本海倶楽部ｻﾞ･ﾌｧｰﾑ（能登町）	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－
能輝人（能登町）	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
能登町こども発達支援ｾﾝﾀｰ（能登町）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○
やなぎだハウス（能登町）	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
穴水ﾗｲﾌｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ（穴水町）	－	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－
いきいき（穴水町）	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－
石川県精育園（穴水町）	－	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－
自立ホームけいじゅ（穴水町）	○	－	－	－	○	－	－	－	－	○	－
ピアサポート北のと（穴水町）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－

■相談支援事業所（奥能登圏域内）

事業所名	計画相談	地域移行	地域定着	障害児相談支援
相談支援事業所すず（珠洲市）	○	－	－	○
相談支援　海と空（輪島市）	○	○	○	○
ふれあい工房あぎし（輪島市）	○	○	○	－
生活支援ネットBe日本海倶楽部ステーション（能登町）	○	○	○	○
能登町社会福祉協議会ヘルパーステーション（能登町）	○	－	－	○
相談支援キララ（穴水町）	○	○	○	○
ピアサポート北のと（穴水町）	○	○	○	○

第３章　計画の基本理念と基本方針等について

１．計画の基本理念

障害の有無に関わらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現を図ることは本市にとって重要課題の一つとなっています。

第４期珠洲市障害者計画及び第６期珠洲市障害福祉計画並びに第２期珠洲市障害児福祉計画では、前計画の理念を継承し、「安全で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に障害児者への支援を行っていきます。

基本理念

安全で安心して暮らせるまちづくり

子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが基本理念のもとでつながり、お互いの絆を深め、障害の有無に関わらず誰もが幸せを感じることができる地域社会を目指します。

２．計画の基本方針

計画の基本理念を実現するために、以下のとおり４つの基本目標を設定します。

基本目標１　保健・医療・福祉の充実

障害があっても、地域での生活を続けられるようにするためには、家族等のインフォーマルサービスだけでなく、在宅を支えるサービスが必要となります。

安心して暮らしていける体制づくりのために情報提供や相談支援体制を推進し、必要な医療や福祉サービスの充実に努めます。

基本目標２　安全・安心な仕組みづくり

誰もが安心して暮らしていくためには、安全な施設の整備など、利用者に配慮した環境整備が必要です。たとえ福祉サービスが充実していても、利用者が利用できなければ意味がありません。特に高齢者、障害者などにとっては、移動手段の確保が重要であり、今後、さらに公共交通のあり方なども含めた移動支援の充実を図る必要があります。

また、子どもや高齢者、障害者など誰もが、安全・安心に道路や公共施設を利用できるよう、バリアフリー化を推進するとともに、地域全体として、ノーマライゼーションの考えが浸透した社会環境づくりを図ります。

さらに、災害時における障害児者等への支援が重要となっており、避難行動要支援者への取り組みなど、自主防災組織を中心に、市民と行政、関係機関などが一体となり、協働して取り組んでいきます。

基本目標３　啓発活動、交流の場の充実

障害のある人が地域で暮らすためには、ともに暮らす地域の方々の支援が必要となります。障害のある人もない人も理解し合い、思いやりの気持ちを持って暮らしていくことが地域共生につながります。そのため、障害についてや差別解消法について等の啓発活動を行います。

基本目標４　自立と社会参加の促進

障害のある人が社会の一員として、自立していくためには、教育・就労も重要となります。これらは単に自立の手段だけではなく、社会参加や社会貢献という「生きがい」にもなるため、教育･就労の機会を得られるような情報提供や体制整備などを行います。

３．珠洲市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画体系図

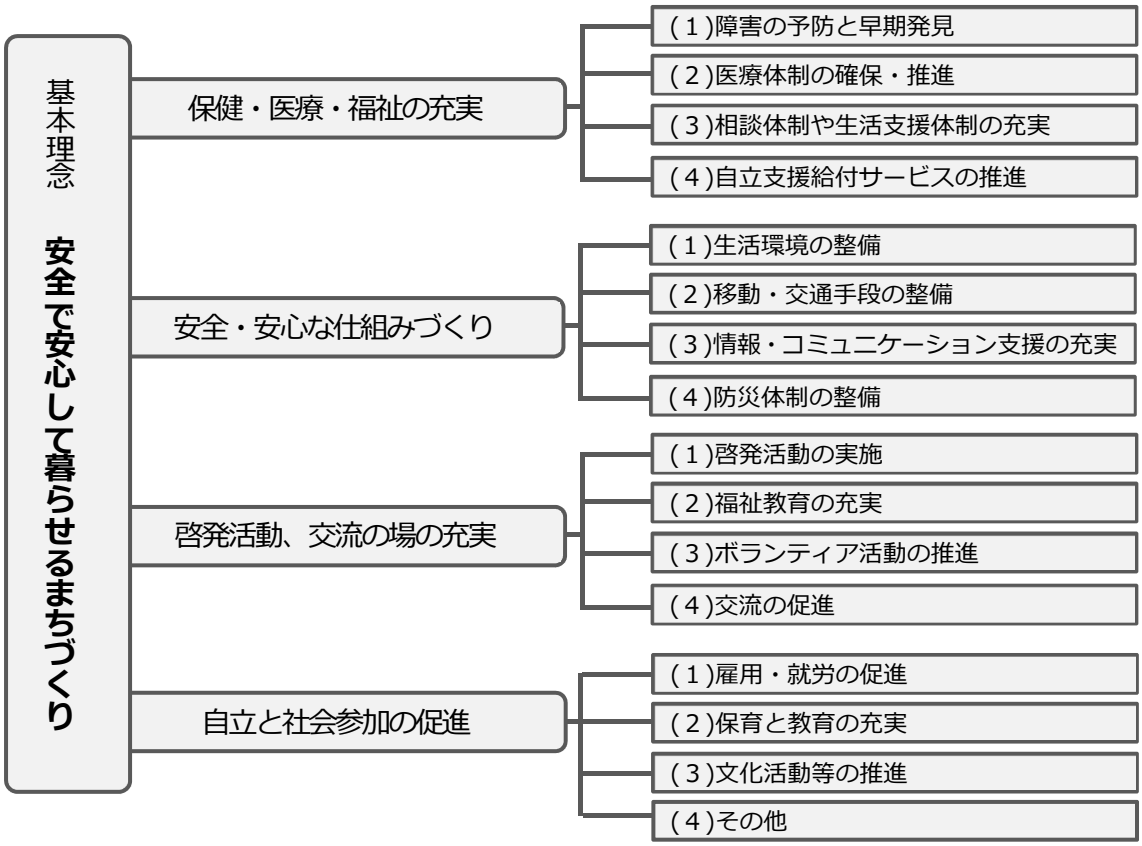

４．圏域についての考え方

「圏域」とは、障害福祉を推進するために必要な取り組みや仕組みづくりを効率的、効果的に展開していくための地域の範囲です。

日常生活を送る上で、あいさつや顔の見える範囲の圏域から、障害者に関するサービスなど、広域的な議論が必要な圏域まで、さまざまな課題によって、適切な圏域設定が必要になります。

本市では、奥能登２市２町による「奥能登地域自立支援協議会」を設置し、障害のある人が安心して暮らせる地域づくりに必要な協議を行っています。

それらを踏まえ、個別ケースや地域における活動支援等については、市圏域で行い、関係機関の顔つなぎや連携等による地域づくりに必要な支援は奥能登圏域で実施します。

■「奥能登地域自立支援協議会」のイメージ図

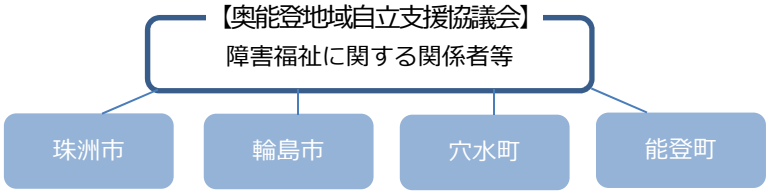

第４章　目標達成のための取り組みの方向

基本目標１　保健・医療・福祉の充実

取り組みの方向性

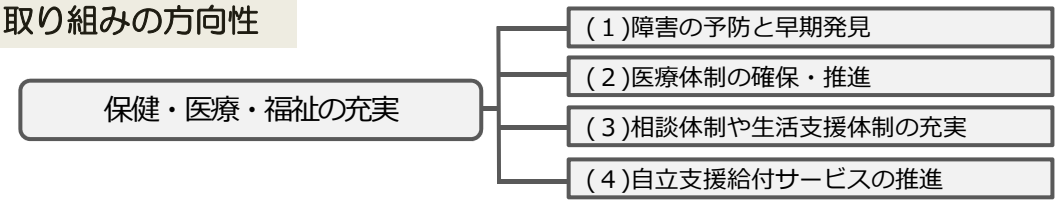

具体的な取り組み

（１）障害の予防と早期発見

事業名など	内　　容
母子保健事業の充実	妊産婦健康診査、乳幼児健康診査など各種健康診査を実施し、障害の早期発見・早期治療を行います。
健康づくりの推進※	健康増進センターを中心に、各種健康診査を実施するとともに、介護や生活習慣病などの予防に視点を置いた健康づくりを推進します。

（２）医療体制の確保・推進

事業名など	内　　容
医療体制の充実	耳が不自由な人が受診する際に、手話通訳士を派遣し、適切な病状説明を受けられる体制を推進します。
医療費助成制度の推進	医療費助成制度の枠組みを市独自で拡充（身体障害者手帳保持者３級、療育手帳Ｂ２）し、医療費負担の軽減を継続します。

（３）相談体制や生活支援体制の充実

事業名など	内　　容
包括的な相談体制の推進	障害のある人の相談内容が複雑化・多様化してきている中で、その障害の種別や特性に応じた相談支援が行われるように相談支援事業所との連携を図ります。
各種手当などの周知	障害のある人が、自立し安定した生活を送るため、特別児童扶養手当や特別障害者手当など各種制度の周知を実施します。

（４）自立支援給付サービスの推進

事業名など	内　　容
在宅サービスの充実	アンケート調査の結果、「居宅介護」「重度訪問介護」「生活介護」「短期入所」の利用を望む人が多くみられました。利用実績の確認などを通してサービスの提供状況を確認します。
施設サービスの確保	障害のある人や家族の状況に応じて、適切に施設入所などができるようにサービス提供事業者や相談支援専門員と連携を図ります。

※については、珠洲市地域福祉計画と整合性を図り、計画内容を再掲したものです。

基本目標２　安全・安心な仕組みづくり

取り組みの方向

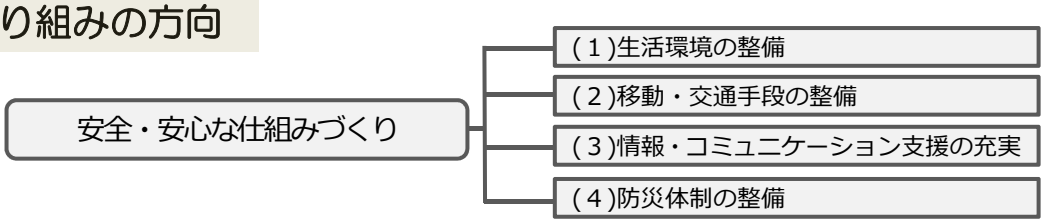

具体的な取り組み

（１）生活環境の整備

事業名など	内　　容
道路、建築物の整備※	必要性の高い箇所から道路整備を進め、車いす利用者などにも対応した安全で安心な歩行環境の確保に努めます。
住宅対策の推進	障害のある人や高齢者に配慮した公営住宅設備を整備します。また、住宅改修費給付事業や自立支援型住宅リフォーム推進事業を実施し、住まいの確保に努めます。
トイレの整備	公共施設や公園などのトイレを整備し、地域で障害のある人も利用しやすい環境を整えます。

（２）移動・交通手段の整備

事業名など	内　　容
移動手段の整備	障害のある人の社会参加を促進するため、「移動支援事業」を実施します。また、在宅で生活している障害者を対象に「福祉タクシー助成券」を交付します。
交通手段の整備※	障害の有無に関わらず、利用しやすい公共交通のあり方や外出支援サービスについて検討します。
自動車改造費助成の実施	自動車改造費助成事業、自動車運転免許取得費助成制度、介助用自動車改造費助成事業を実施し、本人や家族の負担の軽減を図ります。

（３）情報・コミュニケーション支援の充実

事業名など	内　　容
情報化の整備	障害の有無に関わらず、適切な情報を得られる機会を確保するため、手話通訳を用いた番組を放送します。また、庁舎において、ろうあ者向けのアイドラゴンを設置し、情報収集について支援します。
日常生活用具などの給付支援	生活教室で必要性を感じた方が、適切な視覚自助具や聴覚補助具などを取得できるよう、事業者への場所の提供や日常生活用具給付事業を実施します。

※については、珠洲市地域福祉計画と整合性を図り、計画内容を再掲したものです。

コミュニケーション支援	手話奉仕員等の人材の確保・養成・派遣を継続します。また、庁内に手話通訳士とよむべえ（音声・拡大読書器）を設置し、窓口での情報提供体制の充実に努めます。

（４）防災体制の整備

事業名など	内　　容
防犯意識の向上※	安全で安心して生活できるように、交通事故や消費者被害などの防犯意識を高め、地区防犯組織との連携強化により地域ぐるみの防犯体制の整備に努めます。
災害時などの対応※	災害発生時の被害を最小限に抑えるため、自主防災組織の充実・強化、防災士を配置し地域防災力の向上に努めます。また、避難に支援を必要とする「避難行動要支援者名簿」を作成します。

基本目標３　啓発活動、交流の場の充実

取り組みの方向

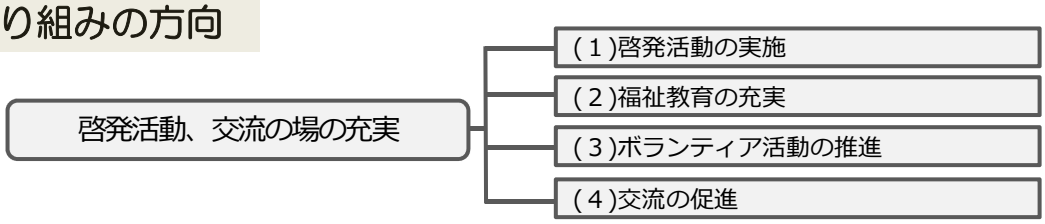

具体的な取り組み

（１）啓発活動の実施

事業名など	内　　容
啓発・広報の推進	広報すずやケーブルテレビなどを活用し、障害に対する正しい知識と理解を深める啓発活動を実施します。また、障害者差別解消法が施行され、障害の有無に関わらずすべての人が安心して暮らせる地域づくりを目的に広報やパンフレットを活用し制度の周知を図ります。

（２）福祉教育の充実

事業名など	内　　容
福祉教育の推進※	次代を担う子どもたちが地域福祉の大切さについて理解を深めるため、学校の「総合的な学習の時間」を通して福祉教育を推進します。
ノーマライゼーションの考えに基づいた社会づくり※	ノーマライゼーションの視点を取り入れ、子どもや高齢者、障害者に関わらず、地域で生活するすべての人が生きる喜びを感じ、社会活動に参加でき、安心と尊厳を持って暮らし続けられる地域社会を目指します。

※については、珠洲市地域福祉計画と整合性を図り、計画内容を再掲したものです。

（３）ボランティア活動の推進

事業名など	内　　容
保健福祉の向上※	地域保健推進員（食生活改善推進員・母子保健推進員）やヘルスボランティアの育成と各種組織活動支援を行い、市民の健康増進及び介護予防を積極的に推進し、地域保健福祉の向上を図ります。
ボランティアなどの養成	手話奉仕員等の人材育成を行います。

（４）交流の促進

事業名など	内　　容
交流機会の支援	「リハビリ友の会」が実施する集いへの支援や、各家族会でのふれあい講座の実施などにより、交流のきっかけづくりを支援します。
気軽に参加できる環境づくり	障害の有無に関わらず、気軽に参加できるよう、手話通訳者や要約筆記者、磁気ループの設置などを行い参加しやすいイベントづくりに努めます。

基本目標４　自立と社会参加の促進

取り組みの方向

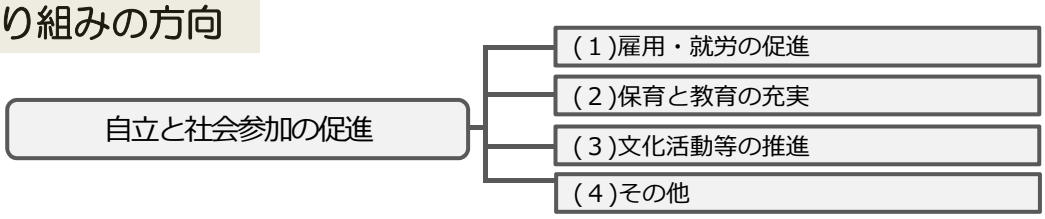

具体的な取り組み

（１）雇用・就労の促進

事業名など	内　　容
福祉就労の促進	一般就労が困難な障害のある人が、就労継続支援サービスを適切に利用できるよう、事業所や相談支援員と連携を図ります。
雇用と就労相談の促進	障害のある人の雇用促進と働きやすい環境の整備のため、公共職業安定所などと連携を図ります。また、一般企業の障害者就労説明会への参加を推進するため、開催案内などの情報提供を行います。

※については、珠洲市地域福祉計画と整合性を図り、計画内容を再掲したものです。

（２）保育と教育の充実

事業名など	内　　容
発達障害児支援 （あそびの教室、保育所訪問、ポレポレ教室）	健康増進センターで実施する１歳６か月健診や３歳児健診において継続した支援が必要と思われる幼児に対して、専門職の関わりによる継続支援や専門的支援を実施します。 また、市内全保育所を対象に、保健師が約２か月に１回の保育所訪問を実施し、保育所と連携した児童の健康・発達支援を行います。 さらに、石川県が実施する幼児早期療育プログラムによる個別指導計画に基づいた日常生活の支援方法についての指導への協力を行い、発達障害児支援の充実を図ります。
教育相談体制の整備	障害児教育の早期対応のため、保健福祉センター、児童相談所との連携を図りながら保護者からの相談体制の整備に努めます。
学校教育の充実	子どもの障害に応じた適切な教育が受けられるよう、特別支援教育の充実を行い、特別支援学校と連携を取りながら対象者の把握に努めます。
人権尊重の意識を育てる※	人権擁護委員による人権相談活動などを通じ、さまざまな人権課題（女性・子ども・障害者・高齢者などに対する課題）に対応できるように努めます。また、あらゆる場（学校・家庭・地域など）を通じた人権教育・啓発活動を実施します。

（３）文化活動等の推進

事業名など	内　　容
スポーツの振興	各種障害者団体などが日頃の取り組みを発揮する機会として、石川県障害者スポーツ大会が開催されており、参加に係る引率や現地での誘導などの支援を実施し、スポーツ活動の充実を図ります。
文化活動の推進※	地域の学習拠点として、公民館での集いや生涯学習などの推進を図ります。

（４）その他

事業名など	内　　容
虐待防止、要保護者支援に向けた取り組み	障害者などの虐待を防止するため、広報等により啓発を行います。また、相談支援員や各事業所と連携をとり、適切に対応を行える体制を整えます。 さらに、虐待によって一時保護が必要な場合に備え、一時保護のために必要な居室を確保します。
成年後見制度の利用促進※	判断能力が低下した方を支える成年後見制度についての啓発を行います。また、成年後見申立への支援やその他（福祉サービス利用支援事業など）のサービスも含めた相談などを行います。

※については、珠洲市地域福祉計画と整合性を図り、計画内容を再掲したものです。

第５章　障害福祉計画・障害児福祉計画

１．成果目標及び活動指標等について

今回策定する「第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画」は、これまでのサービス利用実績や福祉に関するアンケートの結果に加えて、新たに追加された基本指針を踏まえ、令和５年度までに必要な施策の確保に関する事や各サービス見込量を示すものです。計画に基づき、サービス提供基盤の計画的な整備推進を図ることで地域における生活の維持及び継続の推進等を目指します。

２．障害福祉サービス及び障害児支援の成果目標について

（１）施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点において福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、令和５年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

当該目標値の設定に当たっては、国の指針に基づき、令和元年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行するとともに、これらに合わせて令和５年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から１．６％以上削減することを基本とします。

単位：（人）

年度末時点入所者数		【目標値】	【目標値】
R元年度（A）	R５年度（B）	削減見込 (A-B)	地域生活 移行者数
38	37	1	3

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者を地域で支える環境を整備するため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して地域における協議の場を設置します。

保健・医療・福祉関係者による協議の場について、令和５年度末までに基幹相談支援センターを設置し、市単独もしくは圏域での設置を目指します。

【目標値】R５年度末（箇所）	１箇所

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等について、令和５年度末までに、市単独又は圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況の検証及び検討を行います。

【目標値】R５年度末（箇所）	１箇所

奥能登地域自立支援協議会を中心に１年に１回運用状況を検証及び検討します。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

令和５年度中に就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行者数を、令和元年度の移行実績の１．２７倍以上とすることを目標とします。

(1) 就労移行支援事業からの移行者数		
R 元年度（人）	【目標値】R５年度（人）	【国の基本指針】 令和元年度の一般就労への移行実績の１．３０倍以上とすること
0	1	

(2) 就労継続支援 A 型からの移行者数		
R 元年度（人）	【目標値】R５年度（人）	【国の基本指針】 令和元年度の一般就労への移行実績の１．２６倍以上とすること
0	1	

(3) 就労継続支援 B 型からの移行者数		
R 元年度（人）	【目標値】R５年度（人）	【国の基本指針】 令和元年度の一般就労への移行実績の１．２３倍以上とすること
0	1	

(4) 就労定着支援事業の利用者数	
【目標値】R５年度	【国の基本指針】 令和５年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用すること
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用することを目標とする	

(5) 就労定着支援事業の就労定着率	
【目標値】R５年度	【国の基本指針】 令和５年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率８割以上の事業所を全体の７割以上とすること
就労定着支援事業所のうち、就労定着率８割以上の事業所を全体の７割以上とすることを目標とする	

（５）障害児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な支援体制の構築を目指すため、令和５年度末までに、児童発達支援センターを市単独又は圏域において１箇所以上設置し、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標とします。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が地域で支援を受けられるように、令和５年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市単独又は圏域において１箇所以上確保することを目標とします。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和５年度末までに、市単独もしくは圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標とします。

（6）相談支援体制の充実・強化等

令和５年度末までに、市単独もしくは圏域で総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目標とします。

（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和５年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有及び石川県による指導監査結果の共有等、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを目標とします。

３．障害福祉サービス及び障害児支援の活動目標等について

（１）訪問系サービス

種類	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
居宅介護､重度訪問介護、同行援護、行動援護､重度障害者等包括支援	169　時間	182　時間	208　時間
	13　人	14　人	16　人

（２）日中活動系サービス

種類	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
生活介護	945　人日分	945　人日分	945　人日分
	45　人	45　人	45　人
自立訓練（機能訓練）	20　人日分	20　人日分	20　人日分
	2　人	2　人	2　人
自立訓練（生活訓練）	20　人日分	20　人日分	20　人日分
	2　人	2　人	2　人
就労移行支援	66　人日分	124　人日分	233　人日分
	6　人	10　人	16　人
就労継続支援（Ａ型）	198　人日分	198　人日分	216　人日分
	11　人	11　人	12　人
就労継続支援（Ｂ型）	1,020　人日分	1,122　人日分	1,224　人日分
	60　人	66　人	72　人
就労定着支援	1　人	1　人	1　人
療養介護	5　人	6　人	7　人
短期入所（福祉型）	22　人日分	22　人日分	22　人日分
	4　人	4　人	4　人
短期入所（医療型）	0　人日分	0　人日分	0　人日分
	0　人	0　人	0　人

（３）居住系サービス

種類	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
自立生活援助	0　人	0　人	0　人
共同生活援助	26　人	27　人	28　人
施設入所支援	36　人	35　人	34　人

（４）相談支援

種類	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
計画相談支援	46　人	52　人	58　人
地域移行支援	0　人	0　人	0　人
地域定着支援	1　人	1　人	1　人

（５）障害児福祉サービス

種類	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
児童発達支援	0　人日分	0　人日分	0　人日分
	0　人	0　人	0　人
医療型児童発達支援	0　人日分	0　人日分	0　人日分
	0　人	0　人	0　人
放課後等デイサービス	42　人日分	42　人日分	42　人日分
	3　人	3　人	3　人
保育所等訪問支援	0　人日分	0　人日分	0　人日分
	0　人	0　人	0　人
居宅訪問型児童発達支援	0　人日分	0　人日分	0　人日分
	0　人	0　人	0　人

（６）障害児相談支援

種類	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
障害児相談支援	1　人	1　人	1　人

（７）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰの配置

種類	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰの配置人数	0　人	0　人	1　人

（８）発達障害者に対する支援

種類	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
ﾍﾟｱﾚﾝﾄﾄﾚｰﾆﾝｸﾞやﾍﾟｱﾚﾝﾄﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ等の支援ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ等の受講者数	0　人	0　人	0　人
ﾍﾟｱﾚﾝﾄﾒﾝﾀｰの人数	0　人	0　人	0　人
ﾋﾟｱｻﾎﾟｰﾄの活動への参加人数	0　人	0　人	0　人

（９）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0　回	0　回	1　回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0　人	0　人	3　人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0　回	0　回	1　回
精神障害者の地域移行支援	0　人	0　人	1　人
精神障害者の地域定着支援	0　人	0　人	1　人
精神障害者の共同生活援助	0　人	0　人	1　人
精神障害者の自立生活援助	0　人	0　人	1　人

（１０）相談支援体制の充実・強化のための取組

種類		Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
総合的・専門的な相談支援		実施	実施	実施
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1　件	1　件	1　件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1　件	1　件	1　件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12　回	12　回	12　回

（１１）障害福祉サービスの質を向上させるための取組

種類	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	参加人数	参加人数	参加人数
	1　人	1　人	1　人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	共有回数	共有回数	共有回数
	0　回	0　回	0　回

４．地域生活支援事業について

従来の施設や事業の体系が再編され、より在宅や就労への移行が活発化する中、地域生活支援事業における各事業の整備及び利用者のニーズ把握は、障害のある人が安心して地域で暮らすために不可欠となっています。

（１）地域生活支援事業とは

珠洲市地域生活支援事業実施要綱に基づき、実施され、事業内容については下記のとおりとなっています。

①理解促進研修・啓発事業

地域住民に向けた研修・啓発事業を行うもの。

②自発的活動支援事業

障害者等やその家族、地域住民が自発的に行う活動に対する支援を行うもの。

③相談支援事業

障害者相談支援事業…障害者等の相談に応じ、必要な情報を提供するもの。

住宅入居等支援事業…一般住宅への入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等を行うもの。

④成年後見制度利用支援事業

障害等により判断能力が十分でなく日常生活に支障が生じ、成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、その利用が困難な方に対して支援するもの。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見を推進するため、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するもの。

⑥意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等に手話通訳･要約筆記等の方法により聴覚障害者等の社会生活上の利便を図り、福祉の向上を図るもの。

⑦日常生活用具給付事業

障害者等に対し、日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図るもの。

⑧奉仕員養成研修事業

手話奉仕員等を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の福祉の向上を図るもの。

⑧移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対して、社会参加を目的とした外出のための支援を行い、地域における自立生活および社会参加の促進を図るもの。

⑨地域活動支援センター機能強化事業

障害者等の地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行うことにより、障害者等の地域生活支援の促進を図るもの。

（２）実施有無及び見込数

事業名		実施の有無	見込		
			R3	R4	R5
理解促進研修・啓発事業		有	有	有	有
自発的活動支援事業		有	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	有	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	基幹型支援センター	無	―	―	―
	住宅入居等支援事業	無	―	―	―
成年後見制度利用支援事業		有	1 人	1 人	1 人
成年後見制度法人後見支援事業		無	―	―	―
意思疎通支援事業	手話通訳者等派遣	有	22 回	22 回	22 回
	手話通訳者設置	有 （1 市 2 町）	1 人	1 人	1 人
日常生活用具給付事業	自立生活支援用具	有	1 件	1 件	1 件
	在宅療養等支援用具	有	1 件	1 件	1 件
	情報･意思疎通支援用具	有	3 件	3 件	3 件
	排泄管理支援用具	有	406 件	406 件	406 件
	居宅生活動作補助用具（住宅改修）	有	1 件	1 件	1 件
奉仕員養成研修事業		有	13 人	16 人	19 人
移動支援事業		有	3 人 24 時間	3 人 24 時間	3 人 24 時間
地域活動支援センター機能強化事業		有 ※穴水町が主となり実施	1 箇所	1 箇所	1 箇所

（３）見込量確保のための方策

地域生活支援事業は、障害者等の自立した生活または社会生活を支える上で必要なサービスが位置付けられており、事業を継続して実施することが重要となっています。サービス提供事業者や奥能登地域自立支援協議会との連携を図り、継続的な事業の実施やサービスの周知と利用促進に努めます。

参考資料

１．策定委員会設置要綱

○珠洲市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成 21 年 2 月 16 日
告示第 6-2 号

（目的）

第 1 条　障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、珠洲市の特性に応じた障害者に対する福祉サービス等を検討し、また各専門分野をはじめ地域住民等広く関係者の意見を反映するために、珠洲市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第 2 条　委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1)　計画の策定に関する事項

(2)　その他計画の策定に関して必要な事項

（組織）

第 3 条　委員会は、次の各号に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

(1)　福祉関係者

(2)　保健医療関係者

(3)　学識経験者

(4)　その他市長が適当と認めた者

2　委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第 4 条　委員会に委員長及び副委員長 1 名を置く。

2　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5　委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

（会議）

第 5 条　会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2　委員長は、必要があると認められるときは関係者の出席を認め、その意見を聞くことができる。

（幹事）

第６条　委員会に幹事若干名を置く。

２　幹事は、委員会を補助し、専門的事項を調査・研究する。

３　幹事は、計画の策定業務に関係のある課の職員をもって充てる。

４　市長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず市長が指名する者をもって幹事に充てることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、珠洲市福祉課内において処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２１年３月１日から施行する。

附　則（平成２６年告示第５６号）

この告示は、公表の日から施行する。

２．策定委員会委員名簿（敬称略）

	役職名	氏　　名	所　　属	備考
1	委員長	表 啓一	珠洲市社会福祉協議会会長	
2		薮下 敏和	七尾特別支援学校珠洲分校教頭	
3		畠中 利雄	珠洲市身体障害者福祉協議会会長	
4		藤部 敏夫	珠洲市育成会会長	
5	副委員長	田中 はつゑ	珠洲市精神障害者家族会 むつみ会会長	
6		宮野 修	特定非営利活動法人 ワークショップすず理事長	
7		小西 堅正	能登北部医師会珠洲地区理事	
8		本間 雅代	石川県能登北部保健福祉センター企画調整課長	

委員任期:令和２年１２月１日～令和３年３月３１日

３．用語解説

【居宅介護（ホームヘルプ）】

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

【行動援護】

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

【重度障害者等包括支援】

介護の必要がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【児童デイサービス】

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

【短期入所（ショートステイ）】

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【療養介護】

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

【生活介護】

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【施設入所支援】

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【共同生活介護（ケアホーム）】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【自立訓練（機能訓練・生活訓練】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【就労移行支援】

一般企業等への就職を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【就労継続支援Ａ（雇用）型・Ｂ（非雇用）型】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【共同生活援助（グループホーム）】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【相談支援】

障害種別に関わらず、一般的な相談、情報提供・助言等の支援を行います。

【コミュニケーション支援】

手話通訳者の派遣等、地域生活の中で円滑なコミュニケーションができるよう支援を行います。

【日常生活用具給付】

障害者が日常生活を営むために必要な用具を給付します。

【移動支援】

円滑に外出できるよう、移動を支援します。

【地域活動支援センター】

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

珠洲市障害福祉プラン
（第４期珠洲市障害者計画
第６期珠洲市障害福祉計画
第２期珠洲市障害児福祉計画）

発行年月日：令和３年３月

編　　集：珠洲市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会
　　珠洲市福祉課

発　　行：珠洲市
　　〒927-1295　石川県珠洲市上戸町北方１字６番地の２
　　TEL：(0768)82-7748　　FAX：(0768)82-8138